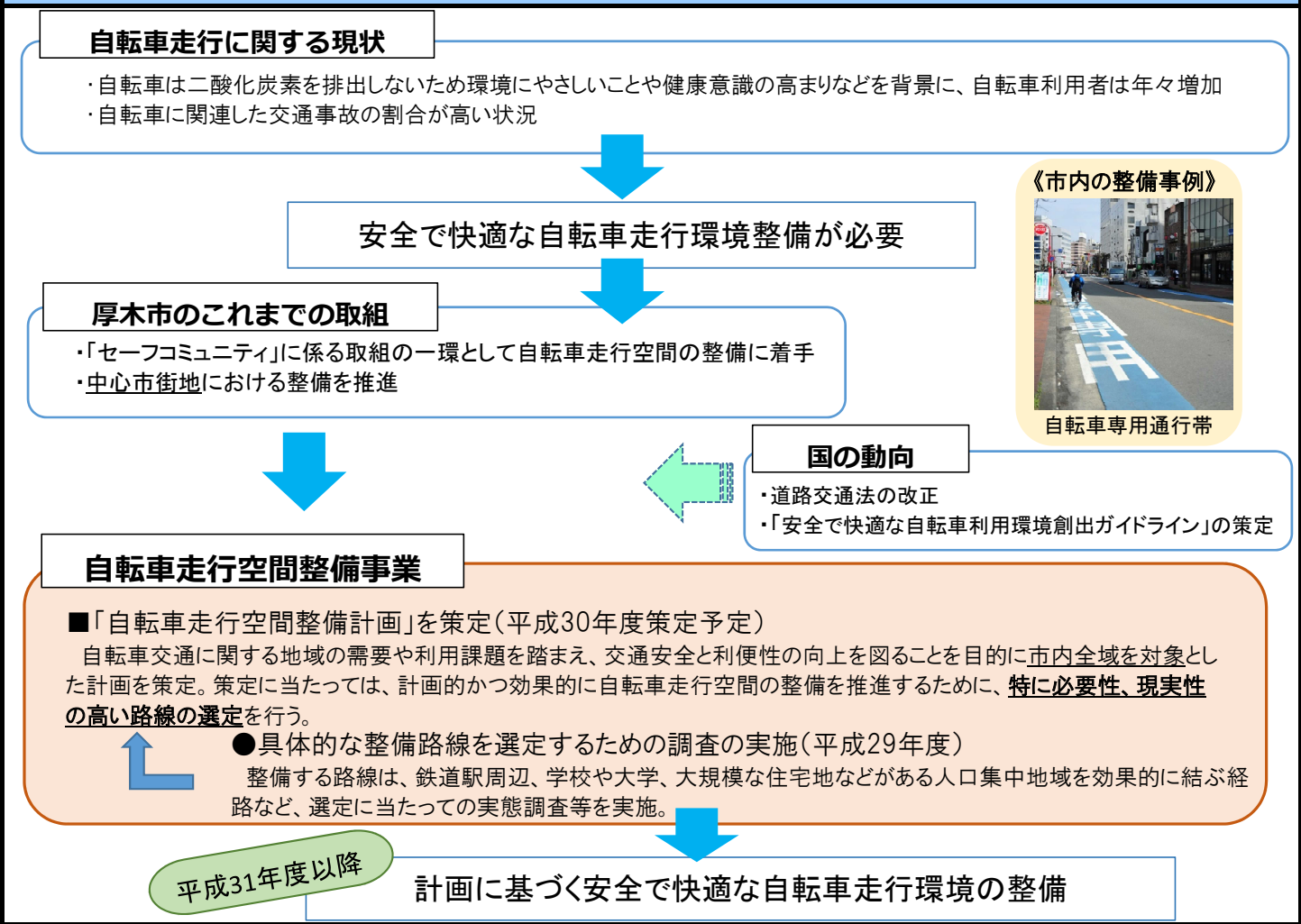


事業概要シート

担当部名	道路部	事業名 (子事業名)	自転車走行空間整備事業費
担当課名	道路整備課		
担当係名	道路環境整備係	根拠法令・例 規・要綱等	道路法
事業開始年度	平成29年度		安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (平成24年11月国土交通省、警察庁策定、平成28年7月一部改正)
事業概要			
目的	自転車利用者と歩行者の整序化による安心・安全な自転車走行を確保するため、市内全域を対象とした自転車走行空間の整備計画の策定及び道路整備を実施するものです。		
対象	自転車利用者		
事業詳細 (実施内容・ 実施手法等)	平成22年度から「セーフコミュニティ」に係る取組の一環として官民協働で様々な取組を進めてまいりましたが、その中で自転車走行空間の整備が優先課題の一つとして挙げられたことから、本厚木駅周辺中心市街地において、通行区分を明示する表示看板や自転車専用通行帯、進行方向を示す自転車マークの設置を行う整備を実施してまいりました。 そうした中、全国的に自転車関連の事故が多数発生していることを踏まえ、国土交通省と警察庁は共同で法規の運用を見直し、法制強化を図るとともに、平成24年度に車道部に自転車走行空間を整備する方針等を定めた「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定しました。 こうした背景を踏まえ、本事業では、平成29年度から市内全域を対象に、自転車利用者が多い鉄道駅周辺や高等学校、大学、大規模な公園、住宅密集地など特に必要性、実現性の高い路線を選定し、計画的かつ効果的な自転車走行空間の整備を推進するための「自転車走行空間整備計画」を策定し、路線の整備を進めるものです。		
事業の効果	自転車利用者と歩行者利用者の整序化を実施し、安心・安全に通行できる交通環境を創出することで、自転車関連の事故の減少につなげるものです。		
事業の 周知方法・内容	広報あつぎへの掲載のほか、市ホームページ「オープンデータポータルサイト」内に、いままでに取り組んできた自転車走行空間整備事業完了箇所を掲載しています。		

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）



成果指標	指標名	「自転車走行空間整備計画」の策定					成果指標の推移グラフ				
	指標の説明	平成30年度までに、厚木市全域を対象とした自転車走行空間整備計画を策定する。									
		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	目標				調査	策定					
	実績				調査						
	達成率										
指標備考											
事業のコスト											
コスト	単位	平成28年度（決算）			平成29年度（決算見込み）			平成30年度（予算）			
	事業費	千円	0			2,695			5,400		
	人件費		0			1,725					
	経費総額		0			4,420					
人件費内訳	平成28年度人件費内訳（単位：千円）					平成29年度人件費内訳（単位：千円）					
	行政職 1 @ 8,610 × 人 = 0 行政職 2 @ 8,472 × 人 = 0 消防職 @ 8,719 × 人 = 0 再任用 @ 3,716 × 人 = 0 臨時職員 @ 1,197 × 人 = 0 その他 × 人 = 0					行政職 1 @ 8,623 × 0.2 人 = 1,725 行政職 2 @ 8,594 × 人 = 0 消防職 @ 8,658 × 人 = 0 再任用 @ 3,228 × 人 = 0 臨時職員 @ 1,178 × 人 = 0 その他 × 人 = 0					
事業費及び財源内訳（千円）	年 度	総 額	一般財源		国県支出金		市債		その他		
	H28（決算）	0									
	H29（決算見込み）	2,695	2,695		0		0		0		
	H30（予算）	5,400	5,400		0		0		0		
事業費内訳	【平成30年度予算の内訳】 委託費 5,400千円 ※基礎調査の検証及び事業実施に向けた全体計画の策定										
①市民要望 ②社会的要請 ③課題	①平成29年度市民満足度調査では、「交通環境の整備」に関する設問について、重要度では、80.6%の方が「重要」又は「やや重要」と回答されています。 ②平成28年7月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が見直されたのをはじめ、自転車は「車両」であるという大原則に基づき、歩行者と分離した自転車走行空間の整備の促進等について定めた「自転車活用推進計画」が平成30年6月に閣議決定されるなど、安全な自転車走行空間の整備が要請されています。 ③自転車走行空間の整備に当たり、道路幅員の狭い箇所における整備手法が課題となっています。										
上記課題等への対応や見直しの方向性	道路幅員の狭い区間の整備に当たっては隣接地権者のご協力が必要となり、用地取得に時間を要するため限られた道路幅を有効活用して、車道混在型のような整備が出来るかについて検討し、誰もが安心して利用できる交通環境の創出を目指します。										
直近3か年以内の事業見直しの有無とその内容	見直しの有無	無									
近隣自治体等の状況	神奈川県内では33市町村のうち、13市町の自治体が自転車走行空間整備事業を実施しております。【H29年3月末時点】										

【事業番号5】自転車走行空間整備事業費(事前確認・回答)

委員等事前確認事項	
1	対象が市道となっているが、国道や県道の整備はどのように進めるのか。
2	自転車走行空間の整備に当たって、危険個所を優先的に整備することなどは考えているか。
3	計画の策定に当たって、市民の意見は取り入れているのか。
4	今後、整備を進めると、市道のどれくらいの割合が整備されることになるのか。
5	予定している自転車走行空間を整備すると、どれくらいの費用が掛かるのか。
6	自転車のマナー啓発としてどのようなことをやっているのか。自転車販売店でチラシの配布等を行っていたりするのか。

担当課事前回答

国道、県道の各管理者とも情報共有を行い、整合性を図る予定です。

整備に当たっては、鉄道駅周辺や高等学校・大学、大規模な住宅地等や自転車事故が多い路線を効果的に整備してまいります。

自転車を利用する方のニーズを把握のためのアンケート調査を実施し、意見を取り入れてまいります。なお、アンケート調査は、平成29年度と平成30年度それぞれ1回ずつ、計2回実施する予定です。

整備の対象路線は市道の実延長約1,182kmのうち、両側自転車マークを設置することが出来る道路幅5.5m以上の市道は、延長約45.5km(全体の約4%)となっており、さらに国道、県道の整備が加わることとなります。

整備手法にもよりますが、道路両側の50mにそれぞれ自転車マークを1箇所ずつ表示する整備手法を取り入れると、道路幅5.5m以上の道路延長約45.5kmに対して整備を実施した場合、55,000千円程度になります。

【本質問については、交通安全意識の普及・啓発を所管する交通安全課が回答しています。】

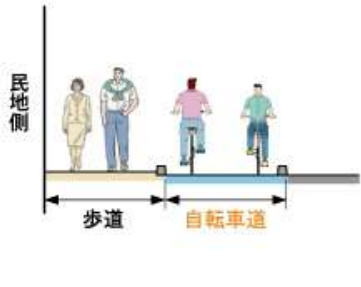
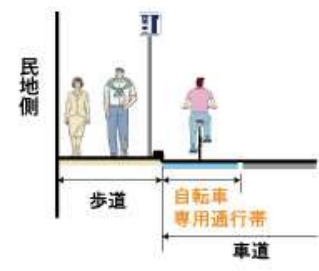
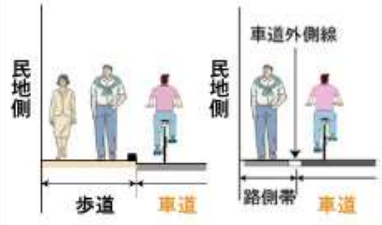
自転車のマナー啓発として、次のような取組を行っています。

- ・自転車販売店でのチラシ配布ではありませんが、自転車安全利用のルール等を記載した自転車用ヘルメット購入費助成周知チラシを、市内小学校等で配布しています。
- ・自転車シミュレーターやスケアード・ストレート教育技法を用いた交通安全教室等の実施
- ・厚木警察署及び交通安全関係団体と連携して高校などで自転車マナーアップキャンペーンや街頭点検の実施

《自転車走行空間における整備形態》

自転車ネットワーク路線に選定された路線では、自転車は「車両」とであるという大原則に基づき、自転車が車道通行するための道路空間について検討します。

基本的な整備形態として、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3種類あります。

自転車ネットワーク路線における基本的な整備形態のイメージ		
自転車道	自転車専用通行帯	車道混在 (自転車と自動車を混在通行とする道路)
縁石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間。  	交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯。自転車と自動車を視覚的に分離。  	自転車と自動車が車道で混在。自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置。  
平成22年度からセーフコミュニティ対策の一環として 厚木市内で実施されている整備形態		

《市内の整備事例》

自転車専用通行帯



車道混在

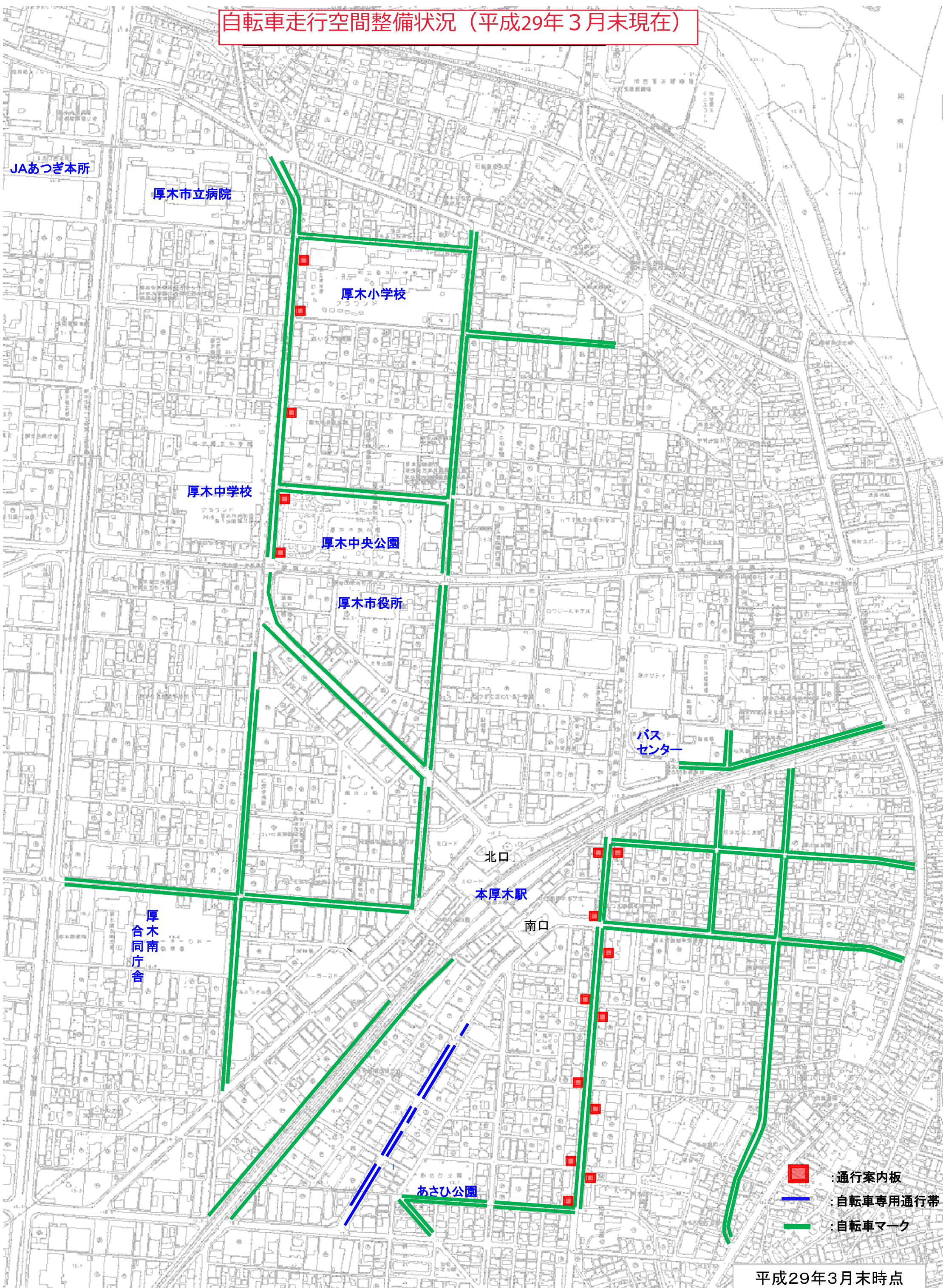


厚木市におけるこれまでの自転車走行空間取り組み実績について

● 実績・経過

年度	国の動向	厚木市の動向	
H20 年度	【道路交通法の改正】 自転車の歩道通行可能要件の明確化	【歩行空間の整備】グリーン舗装 ・ 15 路線 (1,950m)	【歩行空間整備事業】
H21 年度		【歩行空間の整備】グリーン舗装 ・ 15 路線 (1,880m) 【自歩道分離通行表示看板の設置】 ・ 本厚木松枝線(460m : N=5 箇所)	
H22 年度		【歩行空間の整備】グリーン舗装 ・ 16 路線 (2,031m) セーフコミュニティ認証取得 (H22 年 11 月) セーフコミュニティ施策の一環として自転車走行空間の整備に着手(自転車生活の安全対策委員会) 【自転車通行表示看板の設置】 ・ 本厚木岡田線(570m : N=11 箇所) 【自転車専用通行帯の整備】青色舗装 ・ 本厚木停車場旭町線(460m)	
H23 年度	警察庁から「自転車は車両」とする明確化通達の発出 【道路交通法の改正】 自転車の一方通行規制標識の新設		【自転車走行空間整備事業】
H24 年度	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの策定 (国交省、警察庁共同)	【自転車マークの整備】 ・ 790m (N=20 箇所)	
H25 年度	【道路交通法の改正】 自転車の路側帯通行に関する規定の整備	【自転車専用通行帯の整備】青色舗装 ・ 県道 601 号酒井金田線(620m) 県土木施工	
H26 年度		【自転車マークの整備】 ・ 1,620m (N=44 箇所)	
H27 年度	【道路交通法の改正】 自転車運転者講習制度が新設された	【自転車マークの整備】 ・ 4,420m (N=97 箇所)	
H28 年度	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定 (国交省、警察庁共同) ●段階的な計画策定方法の導入 ●暫定形態の積極的な活用 ●路面表示の仕様の標準化 ●自転車道は一方通行を基本とする考え方の導入	【自転車マークの整備】 ・ 1,470m (N=56 箇所)	
今後		本厚木駅周辺中心市街地の整備が終了したことから、整備区域の選定を行い、継続的かつ計画的に事業を進める。	

自転車走行空間整備状況（平成29年3月末現在）



-  : 通行案内板
-  : 自転車専用通行帯
-  : 自転車マーク

平成29年3月末時点